

遺留分侵害額、代襲相続、物上保証、相続分譲渡、使用貸借を巡る重要論点

# 相続税実務における よくある誤解 第7弾



本特集では、相続税実務において判断を誤りやすく、かつ課税関係に大きな影響を及ぼし得る論点を取り上げ、裁判例・裁判例等を踏まえて検討する。

1つ目の事例では、受遺者が複数いる場合における遺留分侵害額の負担割合と、その負担のさせ方によって生じ得る相続税及び贈与税上の留意点を確認する。

2つ目の事例では、養子の「養子縁組前に生まれた子」が代襲相続人に該当するか否かについて、最近の最高裁判決も踏まえつつ整理する。

3つ目の事例では、物上保証について相続税法上の債務控除が認められるかという点を、保証債務との異同にも留意しながら検討する。

4つ目の事例では、共同相続人間で相続分の有償譲渡があった場合の課税関係について、譲渡人・譲受人それぞれの相続税の課税価格の考え方を整理する。

最後に5つ目の事例では、土地の貸借関係が賃貸借契約と使用貸借契約のいずれに当たるかについて、公租公課との比較における地代水準、契約の経緯、当事者間の関係等を踏まえた判断のポイントを検討する。

## ▶ 事例 1

### 受遺者が複数いる場合における遺留分侵害額の負担割合

#### 特定の受遺者が単独で負担した方が相続税上有利になるケースも

遺言により、被相続人と対立関係にあった相続人を遺贈の対象外とするといったケースは珍しくない。通常、当該相続人は遺贈を受けた他の相続人に対し遺留分侵害額請求を行うことになるが、遺贈を受けた相続人が複数いる場合、誰がどのような割合で遺留分侵害額を負担するかによって相続税の課税価格は変わってくる。

乙「子A」「子B」の3名であり、甲は遺言により総遺産3億円の財産のうち1億円を乙に、2億円をAに遺贈していたとしよう。これに対しBは「本件遺贈により自己の遺留分を侵害された」として乙及びAに対して遺留分侵害額請求を行い、話し合いの結果、Bに3,000万円（以下、本件金銭債務）を支払うことで合意したとする（なお、本件金銭債務を誰が負担するのかを明らかにした覚書等は存在しないこととする）。

例えば、被相続し甲の相続しは「配偶者」の場合、乙は相続税法10条の2（配偶者

最新号（4月20日号）の掲載記事となります。  
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。